

6章

支払いについてのQ & A

Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book



外部への支払い

法人から個人事業主に報酬を 払う場合に気をつけることは？

55

外部のデザイナー等、フリーランス（個人事業主）に報酬を払う場合に気をつけることはありますか？

〔NPO法人経理 Aさん〕

A 支払う報酬から 源泉所得税の天引きが必要です。

一定の報酬の支払いについては源泉所得税の天引きが必要になります。この天引きを「源泉徴収」といいます。源泉徴収は報酬を支払う側の義務です。

源泉徴収が必要な報酬としては、国税庁の資料「報酬・料金等の源泉徴収事務」で定められています。例えば、原稿料や講演料、デザイン料、士業（弁護士・税理士等）への報酬等があります。逆に不要なものとして、スタイリストやプログラマー、行政書士に支払う報酬等があります。

源泉所得税の税率は原則としては10.21%です。ただし1回あたりの支払額が100万円を超える場合は、その100万円を超える部分については20.42%になります。例えば120万円の取引の場合は、まず100万円の部分を10.21%で計算して10万2100円、次に20万円の部分を20.42%で計算して4万840円、合計した14万2940円が源泉所得税です。天引きした源泉所得税の金額は原則として、その報酬を支払った月の翌月10日までに納付します。

また、士業（弁護士・税理士等）の報酬に関しては、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することで支払った月の翌月10日という期限について半年に1度の納付（1月20日と7月10日）にすることができます。

支払い



外部への支払い

個人に依頼したウェブサイト制作の 源泉徴収はどうすべき？

56

ウェブサイト制作をフリーランス（個人事業主）に依頼しようと思っています。源泉徴収はどうすべきですか？

〔舞台制作会社広報担当 Kさん〕

A 支払う報酬のうちデザイン料は源泉徴収しなければなりません、コーディング料は源泉徴収しなくてもよいことになっています。

ウェブサイト制作費の中には「ウェブデザイン費」「コーディング費」「プログラミング費」といったものが含まれていると思いますが、それぞれで源泉徴収の取り扱いが異なります。

デザイン費は、国税庁の資料「報酬・料金等の源泉徴収事務」の源泉徴収対象の中に含まれている報酬です。つまりウェブデザインの報酬については源泉徴収の対象です。一方でコーディング、プログラミング等はこの資料内に記載がなく、源泉徴収対象に含まれていません。すなわち源泉徴収不要の報酬になります。

もしKさんが依頼したフリーランスの方が源泉徴収の金額を抑えたいときは、請求書を作る際に項目分けをし、デザイン料の分だけ源泉徴収の対象にする方法があります。項目分けをせずにウェブ制作費一式として報酬を払う場合は、ウェブデザインの部分が含まれているという解釈になるので、総額から源泉徴収しなければいけません。



外部への支払い

源泉所得税の 基準にすべき金額は消費税込？ 税抜？

57

舞台公演の照明を委託した方から請求書を受け取りました。源泉所得税の額は消費税込と税抜のどちらを基準にするべきですか？

〔演劇団体制作担当 Sさん〕

A 原則は税込額を基準にしますが、請求書で税額が区分されていれば税抜額で計算してもよいです。

原則は税込額×10.21%で計算します。ただし請求書等で税抜き金額と消費税額が明確に区分されているのであれば、税抜額×10.21%で計算してもよいとされています。つまり消費税額が区分された請求書では、源泉所得税を税込でも税抜でも、どちらで計算したとしても正しいことになります。

もしも、支払いを受けるフリーランスの方が早めに現金を受け取りたいのであれば、税抜で計算されることで源泉徴収額が減り、先に受け取る現金が増えるメリットがあります。ただしその場合も、最終的には納税額を計算する際に源泉徴収分を加味するため、トータルで受け取る金額は税込での計算時と同額です。



外部への支払い

「旅費」「謝金」「お車代」等の 源泉徴収の取り扱いとは？

58

「旅費」「謝金」「お車代」等の名目で支払うものは、源泉徴収しなくていいのでしょうか？

[出版社勤務 Tさん]

A 大切なのは、名目ではなく実態です。実態が 報酬に相当するものは源泉徴収の対象です。

源泉徴収においては、支払いの名目は関係なく、実態が大切です。いくつかのケースに分けて説明します。

「旅費」「謝金」「お車代」等として、交通・宿泊にかかった支払いをした場合でも、実態が所得税法第204条第1項に規定された業務の場合、源泉徴収の対象になります。業務の提供に対して請求書上その一部を「お車代」として支払うケースも、実質的に源泉徴収対象の業務の対価ということであれば、実態から考え、原則通り源泉徴収が必要になります。

業務の対価としての報酬と付随的に生じる旅費交通費・宿泊費をまとめて支払うケースでは、旅費交通費・宿泊費を含めた総額から源泉徴収をするのが正しい取り扱いです。報酬部分だけに源泉徴収をするのは正しくありません。

例外として、報酬を支払う側が直接、交通・宿泊機関に支払う場合は源泉徴収不要で、天引きしなくてよいとされています。例えばTさんの場合、業務を委託した相手から旅費交通費・宿泊費の領収書をTさんの出版社名義で発行してもらい、支払いの際に「報酬と実際に払った実費」というかたちで合わせて支払った場合は、実費部分に関しては源泉徴収の対象外としてよいとされています。



外部への支払い

来日したアーティストに 報酬を支払う場合の注意点は？

59

国外に在住するアーティストの方に、国内で実施するイベントに合わせて来日してもらいます。報酬を払う場合の注意点を教えてください。

[レジデンス施設運営者 Nさん]

A 源泉所得税が20.42%になることに注意。

日本国外に住んでいる個人（非居住者）や、外国に本店がある会社（外国法人）への支払いが、「国内源泉所得」である場合において、税率が20.42%の源泉徴収が必要です。「国内源泉所得」とは、日本国内で獲得される所得のことです。

注意点として「非居住者」に国籍は関係ありません。日本国籍の人でも外国に生活の拠点があれば非居住者です。逆に外国籍の人でも日本に住所があれば、非居住者にはなりません。また「外国法人」については、日本国内の取引とは異なり、支払先が法人であるにもかかわらず源泉徴収が必要となることに注意してください。支払いをする側は、非居住者・外国法人についての源泉所得税を預かった場合も、通常の源泉所得税と同様、原則として支払った月の翌月の10日までに税務署に納付します。

2割強という高い税率になるので、トラブルを予防するためには、契約時に実際の振込金額について双方で確認のうえ合意を得ておくことが大切です。

■ 源泉所得税が減免される「租税条約」

なお、「租税条約」という源泉所得税を減免できる条約がある場合もあります。2国間で結ぶ条約なので、国ごとにどのような内容になっているかで取り扱いが変わります。租税条約の適用を受けるためには「租税条約に関する届出書」という書類を、支払いをする前に提出する必要があります。書類は、報酬を受け取る非居住者が、報酬の支払者を通じて、報酬の支払者（団体）の所轄税務署に提出します。

今回の場合は、招聘アーティストの居住国によりますが、アーティストが支払者であるレジデンス施設を通じ、施設のある所轄税務署に提出すれば、減免が受けられるかもしれません。減免の度合いや必要な添付書類が条約によって異なるので、国税庁のウェブサイトから最新情報を確認してください。



外部への支払い

国外からオンライン出演してもらう場合、源泉徴収は必要？

Q

海外に住んでいるアーティストに現地からオンラインイベントへ出演してもらう場合、アーティストへの報酬支払について、源泉所得税は徴収すべきでしょうか。

〔国際アートフェスティバル事務局 Hさん〕

A 国外で完結する業務について源泉徴収は不要です。

国内源泉所得に該当するかどうかの判断は、国内で発生した業務の対価かどうかのポイントになります。完全に国外で完結する業務であれば、源泉徴収の必要はありません。あくまで「どの場所で提供された業務なのか」に着目してください。

つまり業務が提供された場所（国内なのか国外なのか）と、払った報酬の性質が実態としてなんなのか（業務の提供なのか）を突き詰めて、源泉徴収の要不要を判断する必要があります。

源泉徴収が必要な場合の税率は20.42%です。国によっては「租税条約」があるので、減免についても注意が必要です。租税条約については [Q.59](#) で解説しています。

なお、業務の対価という枠からは外れますが、ロイヤリティ（著作権等の使用料等資産の貸付の対価）は、国外からその使用权を提供してもらったとしても国内において業務を行うために使用されるものは源泉徴収の対象です。



外部への支払い

運営スタッフへの支払いは「給与」？それとも「報酬」？

Q

芸術祭事務局で運営スタッフに業務をお願いしています。「給与」と「報酬」のどちらとして支払うべきか、どう判断したらいいのでしょうか。

〔芸術祭事務局代表 Mさん〕

A 契約ではなく、事務局側からの拘束性の強弱、裁量の大きさ等実態で「給与」か「報酬」か判断されます。

雇用者への「給与」とするか、業務委託としての「報酬」として支払うかによって、源泉所得税の税率や消費税の扱いが変わってくるため支払者側では注意が必要です。取り扱いを誤ってしまうと、追加の納税が必要になることもあります。

「雇用契約をしていれば給与」と誤解されがちですが、働き方の実態で判断されます。具体的な判断基準は、拘束性の強弱、業務遂行方法の決定において運営スタッフの自由裁量の有無、運営スタッフの監督を事務局がどの程度しているか、時間給で支払われるか又は成果に対しての対価として支払われるか等で総合的に勘案されています。

例えば、下記の様な状況に多くあてはまる場合には「給与（雇用）」に該当するものと考えられます。

給与になるかどうかのチェックリスト

- ☐ 事務局から就業時間が指定されている、または就業時間が管理されている
- ☐ 就業場所が決められ、事務局の指揮命令系統、管理のもと作業を行っている
- ☐ 事務局が用意した設備、備品、材料を使用して業務を行っている
- ☐ 報酬が時間給をもとに計算されていたり、業務の成果に関係なく支払いがされる
- ☐ 就業規則等に従う必要がある

上記と逆の状況が多い場合には、業務委託としての「報酬」と判断されるものと考えられます。



内部への支払い

スタッフへの支払いに 源泉徴収は必要？

Q

公演でスタッフに支払いをします。給与やアルバイト代の支払時にも源泉所得税の徴収は必要ですか？

[ダンスカンパニー事務 Yさん]

A 従業員への支払い時にも源泉所得税の 徴収が必要です。

従業員に給与を払う場合は源泉徴収が必要となります。この場合は報酬の際の税率10.21%とは税額の計算が異なります。必ず給与計算をする際に、国税庁の「源泉徴収税額表」から源泉所得税の額を計算してください。

源泉徴収税額表には月額表と日額表があり、月額表は月や半月ごとに給与を払う場合に、日額表は日払い・週ごと・日雇いの場合に使うものです。給与の源泉所得税に関しても、原則として支払った月の翌月10日までに納付します。

例外として、給与等の支払いを受ける従業員・役員が常時10人未満の事業者（個人・法人問わない）の場合は「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」という書面を税務署に提出することで、半期に一度（7月10日、1月20日）の納付でよいことになります。税理士・弁護士等といった士業への報酬もこの特例の対象となります。



内部への支払い

日払いアルバイトの経理処理は どうすればいい？

Q

イベントを開催した際に、個人に日払いのアルバイトとして協力してもらおうと思っています。どのように経理処理をすればいいですか？

[演劇団体経理担当 Rさん]

A 日払いのアルバイトも源泉徴収が必要です。

ここでは「雇用」かつ「その日払い」のケースとして説明します。

従業員に日雇いや日払いで給与を払う場合には、原則として源泉徴収が必要です。10.21%で計算するものと異なりますので、国税庁の「源泉徴収税額表」の日額表から源泉徴収額を参照してください。なお、日雇い賃金で日額給与が9,300円未満である場合は源泉徴収は不要となります。

支払い方法によって税法上の取り扱いが変わることはありませんが、雇用主にとって給与明細の発行は義務です。特に現金手渡しの際は、給与明細の発行を忘れずに。